平成２６年（フ）第３３８６号
大阪市天王寺区南河堀町８番13号　天王寺ＭＩＹＯ205
債務者　株式会社ジェットホリディ
代表者代表取締役　駒井　和久
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　徹也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７２４号
大阪市浪速区桜川１丁目１番28号
債務者　株式会社ネクサス
代表者代表取締役　山岡也州徳
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長村みさお
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３００号
大阪府門真市宮前町23番地の７
債務者　有限会社門真機材
代表者取締役　森岡　正毅
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４３８号
札幌市中央区南２条西13丁目319番地　南大通ビル二条館５階、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区南２条西13丁目319番地　南大通ビル二条館１Ｆ
債務者　株式会社エルム企画
代表者代表取締役　長野　幸夫
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大町　英祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午後２時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３４７号
大阪府東大阪市横枕西９番27号
債務者　株式会社アイデアルツールサービス
代表者代表取締役　佐々木貞行
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２８１号
愛知県津島市愛宕町９丁目51番地
債務者　有限会社ダイシン
代表者代表取締役　田中　道夫
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午前10時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２７号
大分県別府市大字浜脇字野田1703番地の１
債務者　株式会社髙橋工務店
代表者代表取締役　髙橋　憲治
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　保之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午後１時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３４号
秋田市河辺三内字野崎179番地10
債務者　有限会社スガトモ
代表者代表取締役　菅原　紀年
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午前11時30分
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７１号
香川県高松市東山崎町183番地１
債務者　株式会社Ｐｅａｃｅ　Ｗａｌｋｅｒ
代表者代表取締役　西岡　恭見
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午前10時
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１３号
佐賀県鳥栖市大正町747番地の１
債務者　エモーショナル株式会社
代表者代表取締役　松雪　幸雄
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午後１時30分
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６２９号
堺市堺区向陵中町４丁４番１号三栄ビル502
債務者　株式会社ＮｅＸ　Ｆｉｅｌｄ
代表者代表取締役　片上　太郎
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　史賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６１９号
堺市堺区北丸保園２番４号
債務者　株式会社藤岡組
代表者代表取締役　森實　俊一
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１１８０号
福岡県筑紫野市大字西小田764番地１
債務者　澤田　重信
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田耕太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３４０号
宮城県塩竈市青葉ケ丘19番２号
債務者　松本　榮助
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　賀章
4　破産債権の届出期間　平成26年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
福岡県飯塚市下三緒35番地304
債務者　田中　實雄
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　栄一
4　破産債権の届出期間　平成26年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第９５号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓3507番地２
債務者　山内　智志
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　達也
4　破産債権の届出期間　平成26年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係